

第**89**回

# 定時株主総会招集ご通知

▶ 日時

2023年6月28日（水曜日）  
午前10時

▶ 場所

東京都品川区北品川5丁目5番15号  
大崎ブライトコアホール 3階

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

▶ ご注意

会場が前回と異なりますので、  
末尾の「会場ご案内図」を参照  
いただき、お間違いのないよう  
お願い申し上げます。

KYOEI Power 2028



## 株主の皆様へ

平素は格別のご厚情をたまわり、厚くお礼申し上げます。ここに当社の第89期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の決算の状況についてご報告申し上げます。

2023年6月



取締役社長

平澤 潤

### 経営理念

エレクトロニクス分野を通して  
高い品質と優れた技術に基づいた  
価値ある製品・サービス・情報を提供することにより  
夢とゆとりのある社会の実現に貢献します

第89回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役6名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
第4号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件	
事業報告	20
連結貸借対照表	41
連結損益計算書	42
連結株主資本等変動計算書	43
[ご参考] 連結キャッシュ・フロー計算書	44
貸借対照表	45
損益計算書	46
株主資本等変動計算書	47
会計監査人の監査報告書(連結)	48
会計監査人の監査報告書	51
監査役会の監査報告書	54
トピックス	55
◆新中期経営計画の策定	
◆サステナビリティへの取り組み	
◆EMS(電子機器製造受託サービス) / DMS(設計開発製造受託サービス) ビジネス	
◆協栄タクシーシステムがリニューアラー「KTS for Cloud」がDXを推進	
◆株主優待制度を導入	

株主各位

(証券コード 6973)  
2023年6月13日  
(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

東京都品川区東品川四丁目12番6号  
品川シーサイドキャナルタワー

**協栄産業株式会社**

取締役社長 平澤潤

## 第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご厚情をたまわり、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第89回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kyoei.co.jp/ir/stock/meeting.html>



【東証上場会社情報サービス】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「協栄産業」又は「コード」に「6973」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページの『議決権行使についてのご案内』に従って、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

## 記

**日 時** 2023年6月28日（水曜日）午前10時

**場 所** 東京都品川区北品川5丁目5番15号

大崎ブライトコアホール 3階

※会場が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

### 目的事項 報告事項

1. 第89期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、  
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第89期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 議決権行使書面において、議案の賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項は、法令及び定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従いまして、電子提供措置事項に記載の内容は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに当たって監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - ① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
  - ② 連結計算書類の連結注記表
  - ③ 計算書類の個別注記表
- 当日は、当社の役員及び係員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承たまりますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月28日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権行使個数 XX 個

協栄産業株式会社 御中

××××年 ×月××日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
議決権行使書	賛	賛	賛	賛
議決権行使書	賛	賛	賛	賛
議決権行使書	賛	賛	賛	賛
議決権行使書	賛	賛	賛	賛

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

協栄産業株式会社

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 賛 に○印
- 全員反対の場合 >> 否 に○印
- 一部の候補者に反対の場合 >> 賛 に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号、3号、4号議案

- 賛成の場合 >> 賛 に○印
- 反対の場合 >> 否 に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。



## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号／氏名		当社における地位、担当
1	ひらさわ じゅん 平澤 潤 <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役社長
2	はぎや まさひろ 萩谷 昌弘 <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">再任</span>	取締役常務執行役員 トータルソリューション事業本部長 兼大阪営業本部担当 兼DX（デジタルトランスフォーメーション）推進担当
3	むらもと あつし 村本 篤 <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">再任</span>	取締役常務執行役員 コーポレート本部長 兼ビジネスイノベーション室担当 兼コンプライアンス担当 兼サステナビリティ推進担当
4	かねがえ しゅんすけ 鐘江 俊介 <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">再任</span>	取締役常務執行役員 コンポーネントソリューション事業本部長
5	さいとう じゅん 齋藤 淳 <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #f4cccc; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役
6	すずき ともゆき 鈴木 知幸 <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #f4cccc; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役

候補者  
番号

1

ひらさわ じゅん

平澤 潤

再任

生年月日

1970年1月18日生

所有する当社株式数

18,900株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1992年4月 当社入社
- 2008年4月 当社営業企画室長 兼 業務推進部長 兼 上海駐在員事務所首席駐在員
- 2011年4月 当社執行役員営業企画室長 兼 営業企画部長 兼 上海駐在員事務所首席駐在員
- 2012年4月 当社常務執行役員営業企画室長 兼 営業企画部長 兼 上海駐在員事務所首席駐在員
- 2013年6月 当社取締役常務執行役員営業企画室長
- 2015年4月 当社取締役常務執行役員経営企画室長
- 2017年6月 当社取締役専務執行役員経営企画室長
- 2018年4月 当社取締役専務執行役員経営企画室担当
- 2018年6月 当社取締役専務執行役員経営企画室担当 兼 製造本部担当
- 2018年6月 福島協栄株式会社(現協栄サーキットテクノロジー株式会社)  
取締役社長〔代表取締役〕
- 2019年4月 当社取締役副社長〔代表取締役〕 経営企画室担当 兼 製造本部担当
- 2020年4月 当社取締役社長〔代表取締役〕 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

平澤潤氏は、営業部門及び経営企画部門の要職を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の取締役として経営に携わり職務を適切に遂行しており、当社の持続的成長に適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。



候補者  
番号

2

はぎや まさひろ  
**萩谷 昌弘**

再任

生年月日  
1958年9月1日生

所有する当社株式数  
3,900株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社
- 2002年10月 当社制御部長
- 2012年 4月 当社執行役員エンベデッドシステム事業本部長 兼 システム第一事業部長
- 2015年 4月 当社常務執行役員エンベデッドシステム事業本部長 兼 IT業務統括部長
- 2017年 4月 当社常務執行役員事業戦略本部長
- 2017年 6月 当社取締役常務執行役員事業戦略本部長
- 2020年 3月 株式会社協栄システム取締役社長〔代表取締役〕
- 2020年 4月 当社取締役常務執行役員トータルソリューション事業本部長
- 2022年 4月 当社取締役常務執行役員トータルソリューション事業本部長 兼 大阪営業本部担当
- 2023年 4月 当社取締役常務執行役員トータルソリューション事業本部長 兼 大阪営業本部担当 兼 DX(デジタルトランスフォーメーション) 推進担当 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

萩谷昌弘氏は、制御システム開発事業において長年要職を務め、豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループ各社の知見を結集し、新たな事業の創出を推進するために適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

3

むらもと あつし  
**村本 篤**

再任

生年月日  
1959年8月10日生

所有する当社株式数  
3,100株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入社
- 2011年 4月 当社社長室副室長
- 2015年 4月 当社執行役員経営企画室副室長 兼 管理部門副担当 兼 経理部長
- 2017年 4月 当社常務執行役員管理本部長
- 2017年 6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 兼 コンプライアンス担当 兼 環境推進担当
- 2020年 4月 当社取締役常務執行役員コーポレート本部長 兼 ビジネスイノベーション室担当 兼 コンプライアンス担当 兼 環境推進担当
- 2023年 4月 当社取締役常務執行役員コーポレート本部長 兼 ビジネスイノベーション室担当 兼 コンプライアンス担当 兼 サステナビリティ推進担当 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

村本篤氏は、金融機関での長年の経験を活かし、当社において経営企画部門及び経理財務部門において要職を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループ各社のリスク管理及び管理業務効率化の推進に適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

4

かねが え しゅんすけ  
**鐘江 俊介**

再任

生年月日

1958年4月3日生

所有する当社株式数

1,900株

## ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 三菱電機株式会社入社  
 2003年4月 株式会社ルネサステクノロジ（現ルネサスエレクトロニクス株式会社）入社  
 2004年4月 同社営業本部グローバルセンター長  
 2009年10月 同社営業本部戦略営業推進統括部副統括部長  
 2010年4月 同社営業本部海外営業統括部副統括部長  
 2013年4月 RENESAS ELECTRONICS KOREA Co.,LTD. 社長  
 2015年10月 当社入社、第一営業本部副本部長  
 2017年4月 当社執行役員商事本部副本部長  
 2020年4月 当社上席執行役員コンポーネントソリューション事業本部長  
 2020年6月 当社取締役常務執行役員コンポーネントソリューション事業本部長  
 （現在に至る）

## 取締役候補者とした理由

鐘江俊介氏は、他社において長年にわたり国内外における営業実務に携わり、当社入社後はコンポーネントソリューション事業において要職を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の持続的成長を実現させるために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

5

さいとう じゅん  
**齋藤 淳**

再任 社外

独立

生年月日

1954年12月31日生

所有する当社株式数

0株

## ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 三菱電機株式会社入社  
 2002年4月 同社鎌倉製作所宇宙総合試験部長  
 2006年4月 同社鎌倉製作所副所長 兼 宇宙システム部長  
 2007年4月 同社宇宙システム事業部副事業部長  
 2008年4月 同社鎌倉製作所長  
 2010年4月 同社役員理事電子システム事業本部副事業本部長 兼 鎌倉製作所長  
 2013年4月 島田理化学工業株式会社取締役社長〔代表取締役〕  
 2018年4月 同社相談役  
 2020年6月 当社取締役（現在に至る）

## 社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

齋藤淳氏は、三菱電機株式会社において要職を歴任された経験に加え、長年にわたり島田理化学株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくとともに、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等していただくことができると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。

すずき ともゆき  
**鈴木 知幸**

再任 社外

独立

生年月日

1976年6月14日生

所有する当社株式数

0株

## ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年10月 弁護士登録

2004年11月 東京丸の内法律事務所所属（現在に至る）

2020年3月 株式会社コルポート社外監査役（現在に至る）

2022年6月 当社取締役（現在に至る）

## 社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

鈴木知幸氏は、社外監査役となること以外、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年弁護士として培われた法律知識を活かしていただき、コンプライアンス等の視点から、経営の監視をしていただくとともに、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等していただくことができると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 齋藤淳、鈴木知幸の両氏は、社外取締役の候補者であります。  
 なお、当社は齋藤淳、鈴木知幸の両氏を東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 齋藤淳氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
3. 鈴木知幸氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 責任限定契約について  
 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第25条第2項において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより齋藤淳、鈴木知幸の両氏とは、当該責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について  
 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 取締役候補者の多様性

取締役候補者の専門知識や経験等は以下のとおりです。

候補者番号／氏名	地 位	候補者が有する専門性					
		経営	営業	財務・ 会計	グロー バル	法務	ICT/DX
1 ひらさわ じゅん 平澤 潤	取締役社長 〔代表取締役〕	●	●				
2 はぎや まさひろ 萩谷 昌弘	取締役 常務執行役員	●	●				●
3 むらもと あつし 村本 篤	取締役 常務執行役員	●		●	●	●	
4 かねがえ しゅんすけ 鐘江 俊介	取締役 常務執行役員	●	●		●		
5 さいとう じゅん 齋藤 淳	取締役 〔社外〕	●			●		
6 すずき ともゆき 鈴木 知幸	取締役 〔社外〕					●	

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役黒田純吉氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

もりおか しんすけ  
**森岡 伸介**

新任 社外

独立

生年月日  
1971年3月2日生

所有する当社株式数  
0株

### ● 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所  
1996年3月 公認会計士登録  
1999年8月 監査法人トーマツ退所  
2000年4月 森岡伸介公認会計士事務所開設  
2000年8月 税理士登録  
森岡伸介公認会計士税理士事務所開設  
2013年8月 株式会社アイリサーチ社外監査役（現在に至る）  
2013年11月 株式会社田屋社外監査役（現在に至る）  
2020年3月 株式会社コルポート社外監査役（現在に至る）  
2022年9月 学校法人山野学苑監事（現在に至る）

### 社外監査役候補者とした理由

森岡伸介氏は、社外監査役となること以外、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として幅広い経験と高い識見を有することから、外部からの視点に基づいた客観的な監査で、当社の監査体制の充実を図ることができるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。

(注) 1. 森岡伸介氏は、社外監査役の候補者であります。

なお、森岡伸介氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

2. 責任限定契約について

当社は、監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第33条第2項において、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより、森岡伸介氏が監査役に就任した場合は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

3. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。これにより、森岡伸介氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2022年6月28日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された田嶋修氏の選任の効力は、本総会が開催されるまでの間とされておりますので、引き続き監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、候補者田嶋修氏は、社外監査役及び東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員の要件を満たしております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

たじま おさむ

**田嶋 修**

社外 独立

生年月日

1965年11月2日生

所有する当社株式数

0株

#### ● 略歴及び重要な兼職の状況

1989年 4月 大坪司法書士事務所入所

2003年 3月 司法書士登録（東京司法書士会）

2003年 4月 司法書士田嶋修事務所所長（現在に至る）

#### 補欠監査役候補者とした理由

田嶋修氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年法律事務に携わる中で培ってきた知識や経験を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくことができると考え、同氏を引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。

#### (注) 1. 責任限定契約について

当社は、監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第33条第2項において、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより、田嶋修氏が監査役に就任した場合は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

#### 2. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。これにより、田嶋修氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

## 第4号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下も同様とします。）及び執行役員（国内非居住者を除きます。以下も同様とし、取締役と併せて「取締役等」といいます。）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託（RS交付型）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、当社取締役会に一任いただきたく存じます。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めること、及び取締役等の在任中に株式を交付し、退任までの譲渡制限を付すことで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、事業報告（36ページ）に記載のとおりですが、本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を（18ページ）【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。本議案の内容は、当該変更後の同方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために報酬枠として必要かつ合理的な内容となっております。また、本議案につきましては、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会にてあらかじめ審議し、企業価値向上の観点からも相当であると判断しております。以上の事情を踏まえ、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2006年6月29日開催の第72回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬等の額（年額3億円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額及び内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づいて、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式（以下、「当社株式」といいます。）を、本信託を通じて、取締役等に交付する株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として対象期間の最終事業年度の業績確定後とし、取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、交付前に当社と取締役等との間で譲渡制限契約を締結の上、退任時までの譲渡制限を付すこととします（詳細については下記（8）のとおりとします。）。

(2) 本制度の対象者

取締役等とします。

(3) 本制度の対象期間

2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度（取締役会で別途の期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間（以下、当初対象期間と併せてそれぞれの期間を「対象期間」といいます。）とします。

(4) 信託期間

2023年8月（予定）から本信託が終了するまでとします。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

本総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への当社株式の交付を行うための当社株式の取得資金として、1事業年度当たり30百万円（うち、取締役分として22百万円）に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（当初対象期間である3事業年度については90百万円（うち、取締役分として66百万円）。）を上限とした資金を本信託に拠出いたします(注)。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、上記の金額を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する当社株式で取締役等に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、上記の上限額の範囲内とします。

(注)当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

(6) 取締役等に交付する当社株式の算定方法及び上限

取締役等には、各事業年度に関して、株式給付規程に基づき役位及び業績達成度に応じて算出されたポイントが付与されます。当初対象期間中に付与するポイント数は、1事業年度当たり13,600ポイント（うち、取締役分として10,000ポイント）に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数（当初対象期間である3事業年度については、40,800ポイント（うち、取締役分として30,000ポイント）。）を上限とします。また、当初対象期間経過後の対象期間についても、上記のポイント数を上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役等に対する株式交付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われ



た場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(7) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で、株式市場又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、当初対象期間につきましても、本信託設定後遅滞なく、40,800株（うち、取締役分として30,000株）を上限として取得するものとします。また、当初対象期間経過後の各対象期間についても、上記の株式数を上限として取得するものとします。

(8) 取締役等に対する当社株式の交付

原則として、対象期間の最終事業年度の業績確定後、下記3.の譲渡制限契約の締結を含めた株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、付与された累計ポイント数に応じた当社株式を交付します。

ただし、対象期間中に取締役等が退任する場合や対象期間終了後、株式交付までに退任を予定している場合等については、譲渡制限契約の締結を受益者要件に含めないこととし、受益者確定手続きを行うことにより、付与された累計ポイント数に応じた当社株式を交付します。なお、この場合、一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、対象期間中に取締役等が死亡した場合や海外赴任等により国内非居住者となることが決定した場合等についても、譲渡制限契約は締結せず、付与された累計ポイント数に応じた当社株式の時価相当額の金銭を給付します。いずれの場合においても、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記(8)により取締役等に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、又は、取締役等と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

### 3. 取締役等に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

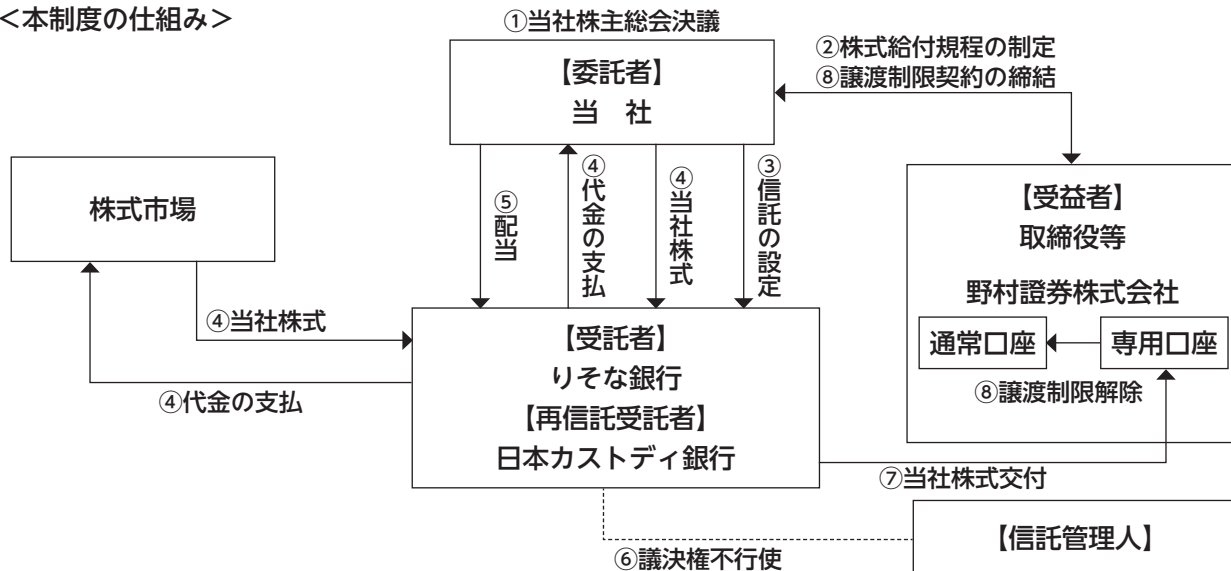
取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、当社株式の交付に先立ち、当社と取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、株式交付時において、株式給付規程に定める一定要件を満たす場合においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を交付することがあります（詳細は、上記の2.（8）をご参照ください。）。

- ①取締役等は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から当社の取締役の地位を退任又は執行役員の地位を退職（死亡による退任又は退職を含む。以下同じ。）する日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、第三者への譲渡、担保権の設定その他の一切の処分をしてはならないこと
- ②譲渡制限期間中、取締役等が任期満了その他の正当な事由により、当社の取締役の地位を退任又は執行役員の地位を退職した場合には、当該退任又は退職時点において取締役等が保有する当該株式について当該退任又は退職の直後の時点に譲渡制限を解除すること
- ③一定の非違行為等があった場合や、任期満了その他正当な事由（死亡含む）以外の事由により取締役の地位を退任又は執行役員の地位を退職した場合には、当社が当該株式を無償で取得すること
- ④譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会又は取締役会で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、取締役等が保有する当該株式の譲渡制限を解除することがあること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本総会において、本制度の導入に係る取締役等の報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式の交付に係る株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）又は株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦ 取締役等に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位及び業績達成度に応じて、事業年度毎にポイントが付与され、対象期間の最終事業年度の業績確定後に株式給付規程に定める一定の受益者要件（下記⑧の譲渡制限契約の締結も含む。）を満たした取締役等に対して、付与された累計ポイントに応じた数の当社株式を交付し、野村証券株式会社に開設した専用口座で管理します。
- ⑧ 交付される当社株式については、原則、当社と取締役等との間で、交付日から取締役等の退任日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。当社は、取締役等の退任時に、交付した当社株式の譲渡制限を解除します（譲渡制限が解除されなかった当社株式については、当社が無償で取得します。）。

以上

【ご参考】第4号議案をご承認いただいた際に変更を予定する「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」

- ① 基本方針
  - ・取締役として企業理念を実践する人材を登用できる報酬とする。
  - ・持続的な企業価値の向上を後押しする報酬体系とする。
  - ・株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公平性」「合理性」のある報酬体系とする。
- ② 個人別の報酬の構成
  - ・取締役の報酬は、毎月固定の報酬である「固定報酬」と、業績に応じて変動する「業績連動報酬（賞与）」及び「業績連動報酬（株式報酬）」で構成する。
  - ・社外取締役の報酬は、その割合と独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、「固定報酬」のみで構成する。
- ③ 個人別の固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針
  - ・固定報酬の額は、外部専門機関の調査に基づく他社支給水準を参考に役割・責任に応じて決定する。
- ④ 個人別の業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
  - ・社外取締役を除く取締役に対して、業績連動報酬として、単年度の業績や中長期経営指標の目標数値の達成度に連動する賞与及び株式報酬を支給する。
  - ・業績連動報酬（賞与）は、単年度指標及び中長期経営指標に基づき設定した連結営業利益、当期純利益、営業利益率及びROE等の共通指標及び各事業本部毎の営業利益等の目標値に対する達成度に応じて金額を算定する。
  - ・業績連動報酬（株式報酬）は、信託制度を利用した株式報酬として、役位及び業績達成度に応じたポイントを付与し、そのポイント数に応じて、交付する株式数を算定する。
- ⑤ 固定報酬の額又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
  - ・固定報酬、業績連動報酬（賞与）及び業績連動報酬（株式報酬）の構成比率は、次の基本構成比率を目安とし、業績連動報酬（賞与）及び業績連動報酬（株式報酬）は、業績に対するインセンティブとして十分機能し、かつ過大とまらない範囲で決定する。

#### 基本構成率

固定報酬	60%
業績連動報酬（賞与）	30%
業績連動報酬（株式報酬）	10%

- ⑥ 個人別の報酬を付与する時期又は条件の決定に関する方針
  - ・取締役の月例の固定報酬については、定時株主総会後の取締役会において決定する。業績連動報酬（賞与）

については、目標値に対する達成度に応じて算出された額を賞与として、毎年4月又は5月の取締役会において決定し、年一回一定の時期に支給する。業績連動報酬（株式報酬）については、目標値に対する達成度に応じて算定されたポイントを年一回一定の時期に付与し、3事業年度毎に累計ポイント数に応じた株式を交付する。

⑦ 個人別の報酬の内容についての決定の方法に関する事項

- ・すべての取締役報酬は、管理担当役員が報酬案を作成し、指名・報酬委員会への諮問を経た上で、取締役会で審議・決定する。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### [1] 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、資源価格上昇による部材の高騰並びに物価上昇の影響で消費行動に慎重姿勢が見受けられましたが、新型コロナウイルス感染症との共生が進み、海外との移動制限が緩和されるなど、新たな経済、生活様式の段階に入りはじめました。しかしながら、未だ入手難が続いている半導体デバイス部品は、メモリなどの一部製品では、緩和の動きが見られましたが、パワー半導体は依然として供給が逼迫しており、産業機械、自動車をはじめとする製造業は部品不足により生産活動が滞る事業環境が継続しました。

一方、設備投資は、先進物流施設などの建設投資、脱炭素に向けた環境対応投資が下支えとなったことにより、緩やかな持ち直しとなり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

海外においては、中国では、ゼロコロナ政策の撤廃により、感染者数が急増し、個人消費が低迷するなど、経済成長の鈍化が見られはじめました。また、長期化が予想されるウクライナ情勢など地政学リスクが、資源価格の更なる上昇を招くなど、世界経済の先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境は、デジタル化やネットワーク化、更にデータとデジタル技術を使ってビジネスモデルそのものを変革するDX（デジタルトランスフォーメーション）が急速に進展することで、半導体デバイス品やシステム開発需要は底堅いものがある一方、海外経済の減速を背景に半導体デバイス品やこれらを生産する機械装置の需要の調整圧力が一段と高まることが予想されるなど予断を許さない状態が続いております。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は605億4千5百万円、前期に比べて6.3%の増収、営業利益は14億7千1百万円、前期に比べて6.1%の増益、経常利益は15億6千万円、前期に比べて12.9%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、2023年4月27日に開示いたしました「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、当社連結子会社協栄サーキットテクノロジー株式会社を解散及び清算することに伴い、撤退損失等として12億4千6百万円を特別損失に計上したこと等により、4億3千2百万円、前期に比べて79.0%の減益という成績になりました。

セグメントの概況は以下のとおりです。

[セグメント別売上高]

(単位千円)

セグメントの名称	第88期 (2022年3月)	第89期 (2023年3月)	増減率
	売上高	売上高	
半導体デバイス事業	36,413,579	39,118,853	7.4%
プリント配線板事業	6,837,864	6,876,241	0.6%
産業機器システム事業	9,493,490	9,624,592	1.4%
システム開発事業	3,992,506	4,340,656	8.7%
その他の	532,005	686,946	29.1%
消去又は全社	△290,499	△101,755	—
合計	56,978,946	60,545,534	6.3%

売上高

**391億 1千8百万円** (前期比7.4%増)

構成比  
**64.5%**

## 半導体デバイス事業

半導体デバイス事業においては、メモリ等一部製品の納期は、改善傾向で進みました。一方、パワー半導体は、引き続き製品確保が難しい状況が続いており、自動車や白物家電、工作機械や半導体製造装置関係をはじめとする製造業は、部品供給制約の影響により生産制約が続いております。

このようななか、売上面は、半導体デバイス不足が一部製品で解消する方向で進んだことと、複合機向けの海外製メモリ及び磁性材などの伸長により、順調に推移いたしました。利益面は、売上面が順調であったため好調に推移いたしました。

事業の詳細は以下のとおりです。

自動車関連では、危険運転対策用車載機器装置向けやその他装置向けの需要が底堅く推移し、堅調に推移いたしました。

白物家電関連は、インバータ用パワー半導体の確保が難しい状況が続いているため、売上面は、減少傾向で推移いたしました。

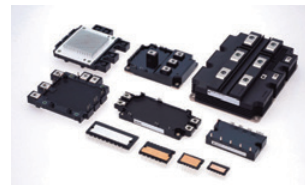
産業機関連は、半導体製造装置向け等でアナログ、パワー半導体の製品確保が難しい状況が続いておりますが、受注は堅調に推移いたしました。

事務機器関連は、複合機向けの受注が伸長し、海外製メモリの売上が好調に推移いたしました。

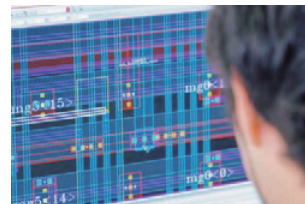
スマートフォン関連は、納入先において他社品の受入れが停滞したことに伴い、当社納入デバイス品の受注が伸長し、好調に推移いたしました。

金属材料事業は、銅建値が高値圏で推移したことにより、売上増加の要因となり順調に推移いたしました。

IC開発は、主力客先からの各種開発、テスト案件などの受託ビジネスは順調に推移し、IC試作サービスの受注に苦戦したものの、全体としては堅調に推移いたしました。



半導体・デバイス製品



IC設計

この結果、半導体デバイス事業の売上高は391億1千8百万円（前期比7.4%増）、営業利益は20億6千3百万円（前期比17.7%増）となりました。



売上高  
68億7千6百万円（前期比0.6%増）

構成比  
11.3%

## プリント配線板事業

プリント配線板事業においては、中国基板メーカーと連携して行っている海外基板ビジネスは、為替が年末より円高傾向に転じたことと車載向け新規案件が立ち上がったことにより売上面、利益面とも順調に推移いたしました。

自社製基板ビジネスは、販売単価の見直しなどで売上面は改善しましたが、生産面は、電力等の燃料、資材価格の高騰によるコスト増加もあり、営業損失となりました。

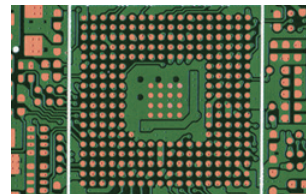
事業の詳細は以下のとおりです。

車載向け基板は、半導体不足による自動車メーカーでの生産調整もありましたが、メタルコア基板、厚銅箔基板、特殊技術を活用したLED応用製品向けモジュール基板は、堅調に推移いたしました。

民生向け薄板基板は、電子精密機器の一部機種では需要が回復しましたが、全体としては、低調に推移いたしました。

産業機向け基板は、各種ロボット制御向けや半導体製造装置向け基板は、堅調に推移いたしました。

海外で中国基板メーカーと連携して行っている基板ビジネスは、車載関連で新規案件が立ち上がったことにより売上面が伸長するとともに、利益面は、為替が円高傾向に転じたため、順調に推移いたしました。

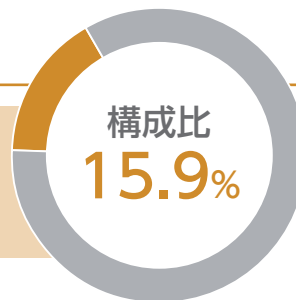


高密度プリント配線板

この結果、プリント配線板事業の売上高は68億7千6百万円（前期比0.6%増）、営業損失は2千2百万円（前期営業損失1千7百万円）となりました。

売上高

96億2千4百万円（前期比1.4%増）



## 産業機器システム事業

産業機器システム事業においては、部材不足による納期長期化が継続する一方、半導体市況の需要減少により加工装置・自動化システムの大型設備案件の需要に慎重さが見られましたが、機器製品、空調冷熱等の需要増もあり、総じて順調に推移いたしました。

事業の詳細は以下のとおりです。

産業メカトロニクスは、主要客先からの加工装置・自動化システムの大型設備案件の需要に慎重さが見られましたが、堅調に推移いたしました。

FA機器は、製品構成部材の材料不足により製品確保が難しい状況が続いておりますが、半導体製造装置関連向けの受注が継続したことにより、好調に推移いたしました。

施設向け設備は、空調冷熱では、北海道、東北地区からの受注が順調に推移いたしました。

3Dプリンタは、商談数は増加傾向で推移しましたが、装置本体の受注に苦戦いたしました。

制御装置は、物流市場におけるコスト増加等による設備投資抑制もあり、物流倉庫向け搬送ロボット案件の受注に苦戦し、低調に推移いたしました。



レーザ加工機



3D SYSTEMS社製  
金属プリンターDMP Flex350



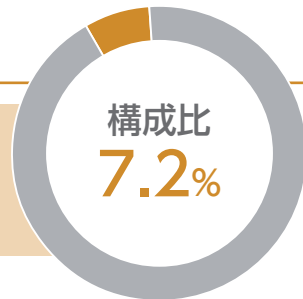
ACサーボ



インバータ

この結果、産業機器システム事業の売上高は96億2千4百万円（前期比1.4%増）、営業利益は8億2千万円（前期比4.2%増）となりました。

売上高  
43億4千万円（前期比8.7%増）



## システム開発事業

システム開発事業においては、建設ソリューションにおける大型案件の受注及び受託開発の伸長等により、売上面は順調に推移いたしました。受注ソリューションで発生した障害事案への対応並びにビジネス系ソリューションで開発完了後に不具合事象が生じ、追加原価の発生が見込まれるため、利益面は低調に推移いたしました。

事業の詳細は以下のとおりです。

受託開発では、電力関連向けにおいては、新規案件、既存システム保守・改良案件、リプレース案件により、総じて順調に推移いたしました。

受注ソリューションでは、主力の食品製造業の設備投資抑制等もあり、売上面は伸び悩みました。また、利益面は、障害事案発生による対応のため原価高となり、低調に推移いたしました。

ビジネス系ソリューションでは、既存顧客からのリプレース案件もあり、売上面は順調に推移いたしました。利益面は、システム開発完了後に不具合事象が生じ、その対応のため追加原価の発生が見込まれるため、低調に推移いたしました。

建設関連では、ソリューション案件は、大型案件の受注により、総じて好調に推移いたしました。また、パッケージ販売は、BIM（ビルディング・インフォメーション・モデリング）対応の建築積算パッケージの販売が好調に推移いたしました。

この結果、システム開発事業の売上高は43億4千万円（前期比8.7%増）、営業利益は3億5千2百万円（前期比48.9%減）となりました。



## その他

売上高

**6億8千6百万円**（前期比29.1%増）

構成比

**1.1%**

### その他

協栄マリンテクノロジー株式会社が行う、救命設備の販売・整備事業は、船舶・航空機用救命具の整備受注が好調に推移するとともに、救命設備の販売も好調に推移いたしました。



救命筏整備作業

この結果、その他の売上高は6億8千6百万円（前期比29.1%増）、営業利益は9千4百万円（前期比77.7%増）となりました。

## [2] 設備投資の状況

当期の設備投資には生産能力に大幅な影響を及ぼすものではありません。

## [3] 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行と総額2,750,000千円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。

また、2023年3月22日に株式会社三菱UFJ銀行引受の「ESG経営支援私募債」を発行し、1,000,000千円の資金調達を行いました。

## [4] 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、グローバル化による競争の激化に加え、技術革新の進展により新たな競争機会が増えるとともに省人化ニーズやIoT、DXの普及などから新たな商機が幅広い領域で見込まれるなど大きく変化しております。

このような環境のもと、当社といたしましても事業環境の変化に対応するためには、収益構造の改善や新規事業への取り組み体制の強化を行い、経営基盤の安定強化を図る必要があると捉えており、以下の項目を対処すべき経営課題と認識しております。

### ①収益力を強化するために

- ・ロボティクスビジネスなどの新事業・新分野の更なる開拓を図る
- ・先進先端技術への取り組みや、成長事業へ積極的に資源投入を図る
- ・海外事業推進とエンジニアリングサービス強化のためのアライアンス戦略を強化する
- ・自社ブランド製品の開発、販売を強化するとともに、それを支える品質管理体制の強化を図る
- ・主要仕入先・取引先との連携強化を図る
- ・システム投資や業務プロセス見直しにより間接経費の削減を図る

### ②お客様から変革を共に推進するパートナーとして常に選ばれる企業グループになるために

- ・お客様のDXを推進するソフトウェア、システムをはじめとする取扱商品の幅を広げるとともに、当社のICT技術と組み合わせることにより、お客様にとって付加価値の高い各種製品、サービス、ソリューション、ビジネスモデルの提供を図る
- ・Only1技術を探求し、お客様の事業発展に貢献する

### ③技術力の強化と人材育成のために

- ・業務に必要な商品、技術、各種制度及び語学などの知識を深め、グローバルな視野を持ち、自律的に行動できる人材を育成するとともに社内ローテーションを活発化させて、より幅広い視座での発想を促す
- ・人材の多様化や専門性の高い人材を外部からも積極的に採用し、活性化を図る
- ・働く女性のキャリアアップ支援を行い女性管理職比率を10%以上とする

④企業基盤の整備と改革のために

- ・事業環境の変化に即応した組織機構・人事制度の改革を図る
- ・従業員一人ひとりが、安心・安全に、やりがいを持って働ける「ウェルビーイング」を重視した職場環境の実現を図るため健康経営体制の整備をはじめとした人的資本経営の推進を図る
- ・効率的に資産を活用し、財務内容の健全化を図る
- ・テレワーク、フリーアドレス導入後における働き方の更なる改善やITインフラの整備を図る

⑤コーポレートガバナンスを強化するために

- ・企業の持続的成長・発展のためのサステナビリティ経営を重視するとともに内部統制システムの整備充実を図り、コンプライアンス意識の浸透を徹底する

これらの課題を速やかに且つ実効的に推進していくため、第90期をスタート期とする中期経営計画「KYOEI Power 2028」（2024年3月期から2028年3月期までの5ヵ年）を策定し、事業が持つ各機能のシナジー効果をより一層強化して、付加価値の向上に努めるとともに、企画・管理機能を集約することで間接経費の削減に取り組んでまいります。

株主の皆様には、何とぞ一層のご支援ご鞭撻をたまわりますようお願い申し上げます。

## [5] 財産及び損益の状況

### 1) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位千円)

項目 \ 期別	第86期 (2020年3月)	第87期 (2021年3月)	第88期 (2022年3月)	第89期 (2023年3月)
売上高	57,970,970	53,078,619	56,978,946	60,545,534
経常利益	319,235	415,948	1,381,575	1,560,062
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	△241,363	△382,693	2,055,993	432,738
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△79.20円	△125.59円	675.97円	143.95円
総資産	33,661,123	34,220,848	36,347,742	37,409,088
純資産	12,755,570	13,168,994	14,964,996	15,275,438
自己資本比率	37.9%	38.5%	41.2%	40.8%

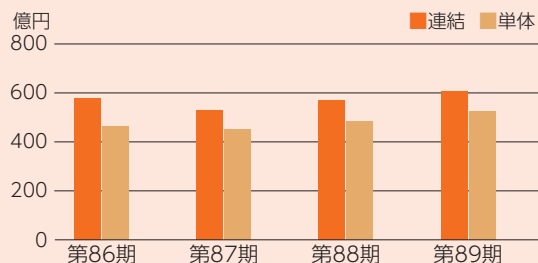
### 2) 当社の財産及び損益の状況

(単位千円)

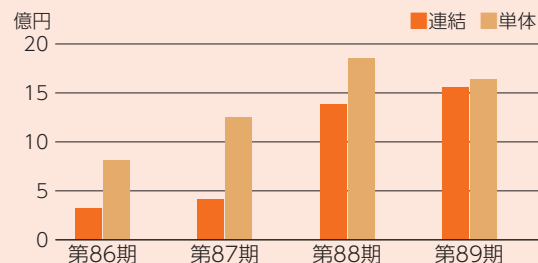
項目 \ 期別	第86期 (2020年3月)	第87期 (2021年3月)	第88期 (2022年3月)	第89期 (2023年3月)
売上高	46,260,082	44,986,058	48,476,179	52,605,793
経常利益	810,697	1,255,574	1,853,037	1,638,175
当期純利益	143,799	330,142	1,868,124	39,948
1株当たり当期純利益	47.19円	108.35円	614.21円	13.29円
総資産	30,402,035	32,489,584	33,691,712	35,103,190
純資産	11,954,742	12,766,791	14,329,865	14,124,288
自己資本比率	39.3%	39.3%	42.5%	40.2%

### 3) 財産及び損益の状況の推移グラフ

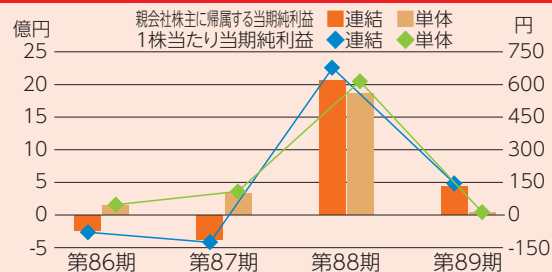
#### 売上高



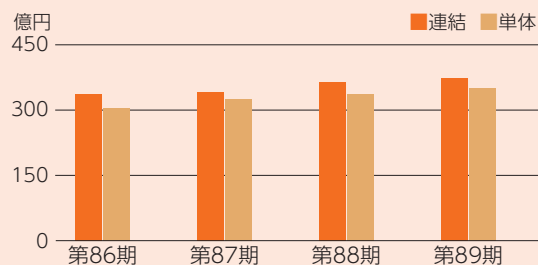
#### 経常利益



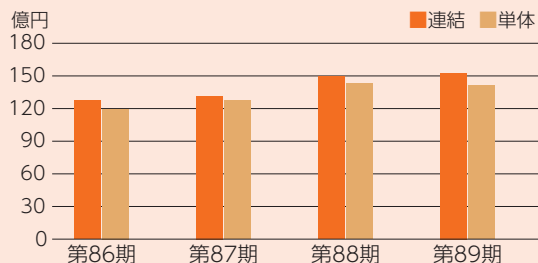
#### 親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益



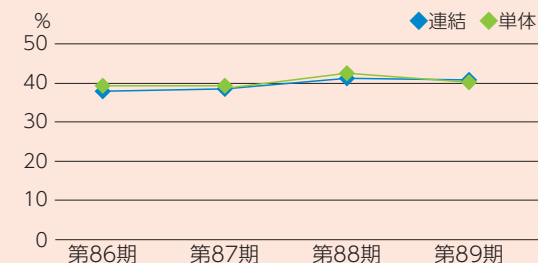
#### 総資産



#### 純資産



#### 自己資本比率





[6] 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

部門名	事業内容
半導体デバイス事業	半導体、電子デバイス、電子材料等の購入・販売、保守サービス及びIC設計
プリント配線板事業	プリント配線板の製造・購入・販売
産業機器システム事業	FA・環境システム設備等の購入・販売及び保守サービス
システム開発事業	ソフトウェア開発・システム開発及び情報システム機器・電子機器・パッケージソフト等の購入・販売及び保守サービス
その他	船舶・航空機用救命器具類の整備及び購入・販売

[7] 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況 (2023年3月31日現在)

1) 主要な営業所

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都	群馬営業所	群馬県
3DPテクニカルセンター	神奈川県	新潟営業所	新潟県
北海道支店	北海道	名古屋支店	愛知県
東北支店	宮城県	大阪オフィス	大阪府
日立営業所	茨城県	北伊丹開発センター	兵庫県
宇都宮開発室	栃木県	香港駐在員事務所	中国

2) 子会社の事業所及び工場

名称	所在地
協栄サーキットテクノロジ株式会社	福島県(福島工場)
株式会社協栄システム	東京都
協栄マリンテクノロジ株式会社	北海道、広島県
KYOEI ELECTRONICS SINGAPORE PTE LTD	シンガポール
KYOEI ELECTRONICS HONG KONG LIMITED	中国
KYOEI ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.	中国
KYOEI ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD.	タイ

## 3) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
半 導 体 デ バ イ ス 事 業	260名	1名減
プ リ ン ト 配 線 板 事 業	162	18名減
産 業 機 器 シ ス テ ム 事 業	96	3名増
シ ス テ ム 開 発 事 業	261	4名減
そ の 他	13	2名減
全 社	86	6名減
合 計	878	28名減

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

## [8] 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
協栄サーキットテクノロジー株式会社	300,000千円	100%	プリント配線板等の製造
株式会社協栄システム	100,000千円	100%	ソフトウェアの開発及び販売、情報システム機器等の保守サービス
協栄マリンテクノロジー株式会社	100,000千円	100%	船舶・航空機用救命器具類の整備・販売
KYOEI ELECTRONICS SINGAPORE PTE LTD	4,000千米ドル	100%	電子部品、電子機器等の販売
KYOEI ELECTRONICS HONG KONG LIMITED	23,000千香港ドル	100%	電子部品、電子機器等の販売
KYOEI ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.	5,000千米ドル	100%	電子部品、電子機器等の販売
KYOEI ELECTRONICS AMERICA INC.	3,000千米ドル	100%	電子部品、電子機器等の販売
KYOEI ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.	80,000千タイバーツ	100%	電子部品、電子機器等の販売

(注) KYOEI ELECTRONICS AMERICA INCは、2020年3月27日に解散の決議を行い、清算手続中であります。

**[9] 主要な借入先** (2023年3月31日現在)

(単位千円)

借入先		借入金残高
株式会社	三菱UFJ銀行	2,874,209
株式会社	横浜銀行	1,555,000
株式会社	三井住友銀行	1,316,500
株式会社	りそな銀行	1,125,000
株式会社	みずほ銀行	950,000

**[10] 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な政策のひとつとして位置付けるとともに、安定的な配当の維持を基本として、業績の推移、財務状況、配当性向等を総合的に勘案して、利益配分を行いたいと考えております。

なお、内部留保資金につきましては、主に競争力を維持・強化するための先進的技術に対応する効率的な設備投資や研究開発投資等の資金需要に備えるもので、将来的に収益の向上を通して、株主の皆様へ還元できるものに充当したいと考えております。

また、自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

当期における年間配当金は、1株当たり70円(中間40円、期末30円)とさせていただきます。

## 2. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- [1] 発行可能株式総数 10,000,000株  
 [2] 発行済株式の総数 3,005,905株 (自己株式187,640株を除く)  
 [3] 株主数 3,154名  
 [4] 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
三 菱 電 機 株 式 会 社	558,958株	18.60%
加 賀 電 子 株 式 会 社	195,700株	6.51%
協 栄 産 業 従 業 員 持 株 会	140,742株	4.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	125,100株	4.16%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	107,496株	3.58%
岡 三 証 券 株 式 会 社	89,500株	2.98%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	57,700株	1.92%
水 元 公 仁	54,400株	1.81%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	50,000株	1.66%
水 谷 廣 司	47,000株	1.56%

(注) 当社は、自己株式187,640株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 また、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項（2023年3月31日現在）

### [1] 取締役及び監査役に関する状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 [代表取締役]	平 澤 潤	
取締役 常務執行役員	萩 谷 昌 弘	トータルソリューション事業本部長 兼 大阪営業本部担当 (株式会社協栄システム取締役社長)
取締役 常務執行役員	村 本 篤	コーポレート本部長 兼 ビジネスイノベーション室担当 兼 コンプライアンス担当 兼 環境推進担当
取締役 常務執行役員	鐘 江 俊 介	コンポーネントソリューション事業本部長
取 締 役	齋 藤 淳	
取 締 役	鈴 木 知 幸	弁護士、株式会社コルポート社外監査役
監査役（常勤）	寺 澤 克 己	
監査役（常勤）	高 橋 哲 夫	
監 査 役	黒 田 純 吉	弁護士

- (注) 1. 鈴木知幸氏は、2022年6月28日開催の第88回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。なお、同氏が社外監査役を務める株式会社コルポートと当社との間には、特別の関係はありません。
2. 水谷廣司、福田二郎の両氏は、2022年6月28日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
3. 取締役齋藤淳、鈴木知幸の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役高橋哲夫、黒田純吉の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役高橋哲夫氏は、ルネサスエレクトロニクス株式会社において内部監査室長としての経験があり、また、株式会社日本環境認証機構においては経理部長としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役齋藤淳、鈴木知幸の両氏及び監査役高橋哲夫、黒田純吉の両氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。

## [2] 取締役及び監査役の報酬等

### 1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会との事前審議の結果が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の内容は次のとおりであります。

#### ① 基本方針

- ・ 取締役として企業理念を実践する人材を登用できる報酬とする。
- ・ 持続的な企業価値の向上を後押しする報酬体系とする。
- ・ 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公平性」「合理性」のある報酬体系とする。

#### ② 個人別の報酬の構成

- ・ 取締役の報酬は、毎月固定の報酬である「固定報酬」と、業績に応じて変動する「業績連動報酬」で構成する。
- ・ 社外取締役の報酬は、その割合と独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、「固定報酬」のみで構成する。

#### ③ 個人別の固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

- ・ 固定報酬の額は、外部専門機関の調査に基づく他社支給水準を参考に役割・責任に応じて決定する。

#### ④ 個人別の業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

- ・ 社外取締役を除く取締役に対して、業績連動報酬として、単年度の業績や中長期経営指標の目標数値の達成度に連動する賞与を支給する。
- ・ 業績連動報酬は、単年度指標及び中長期経営指標に基づき設定した連結営業利益、当期純利益、営業利益率及びROE等の共通指標及び各事業本部毎の営業利益等の目標値に対する達成度に応じて金額を算定する。

- ⑤ 固定報酬の額又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- ・「固定報酬」と「業績連動報酬」の構成比率は、次の基本構成比率を目安とし、「業績連動報酬」は、業績に対するインセンティブとして十分機能し、かつ過大とならない範囲で決定する。

基本構成率

固定報酬	： 70%
業績連動報酬	： 30%

- ⑥ 個人別の報酬を付与する時期又は条件の決定に関する方針
- ・取締役の月例の固定報酬については、定時株主総会後の社外監査役を含む取締役会において決定する。また、業績連動報酬については、目標値に対する達成度に応じて算出された額を賞与として、毎年4月又は5月の社外監査役を含む取締役会において決定し、年一回一定の時期に支給する。
- ⑦ 個人別の報酬の内容についての決定の方法に関する事項
- ・すべての取締役報酬は、管理担当役員が報酬案を作成し、指名・報酬委員会への諮問を経た上で、取締役会で審議・決定する。
  - ・当該年度の業績連動報酬についても、指名・報酬委員会への諮問を経た上で、取締役会で付議承認されている。

## 2) 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年5月26日開催の監査役会において、「監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。

「監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の内容は次のとおりであります。

- ① 基本方針
- ・監査役の職務遂行が可能な人材を登用できる報酬とする。
  - ・株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公平性」「合理性」のある報酬体系とする。
- ② 個人別の報酬の構成
- ・監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から、毎月固定の報酬である「固定報酬」のみの構成とする。
- ③ 個人別の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針
- ・固定報酬の額は、外部専門機関の調査に基づく他社水準を考慮し、役割に応じて決定する。
- ④ 個人別の報酬の内容についての決定に関する事項
- ・すべての監査役報酬は、監査役会における監査役の協議により決定する。

## 3) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	154,486 (9,356)	108,536 (9,356)	45,950 (-)	-	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	36,840 (21,120)	36,840 (21,120)	-	-	3 (2)
合計 (うち社外役員)	191,326 (30,476)	145,376 (30,476)	45,950 (-)	-	11 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2006年6月29日開催の第72回定時株主総会において、「取締役の報酬額は年額3億円以内、監査役の報酬額は年額6千万円以内とする。ただし、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。」と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名で、監査役の員数は4名であります。
3. 当事業年度末現在の取締役の員数は6名で、監査役の員数は3名であります。
4. 業績連動報酬等に係る業績指標及びその実績は以下のとおりであります。当該指標を選択した理由は、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の「①基本方針」に定めるとおり、株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たすことができる「透明性」「公平性」及び「合理性」を有しているものと判断したからであります。単年度指標と中長期経営指標の目標達成率の平均を基本構成率より得られる業績連動報酬に乗じた金額をもとに、担当部門を持つ役員については担当部門の業績を勘案して業績連動報酬額を決定しております。

## ・業績連動報酬に係る指標目標及び実績

## 単年度指標

	目標 (千円)	実績 (千円)
連結営業利益	1,100,000	1,471,649
親会社株主に帰属する当期純利益	850,000	432,738

## 中長期経営指標

	目標 (%)	実績 (%)
連結営業利益率	3.0	2.4
自己資本利益率 (ROE)	5.0	2.9

## [3] 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び監査役との間に、当該社外取締役又は監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額であります。



#### [4] 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約では免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

## 5. 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況

取締役齋藤淳氏は、当期に開催した取締役会14回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づいて適宜意見を述べており、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員を務め、客観的かつ中立的立場で、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。

取締役鈴木知幸氏は、2022年6月28日付で取締役に就任し、就任後に開催した取締役会10回すべてに出席し、長年弁護士として培われた法律知識を活かしてコンプライアンス等の視点から適宜意見を述べており、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員を務め、客観的かつ中立的立場で、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。

監査役高橋哲夫氏は、当期に開催した取締役会14回すべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べています。当期に開催した監査役会につきましても、13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。また、指名・報酬委員会委員を務め、客観的かつ中立的立場で、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。

監査役黒田純吉氏は、当期に開催した取締役会14回すべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べています。また、当期に開催した監査役会13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

## 6. 会計監査人に関する事項

### [1] 会計監査人の名称

保森監査法人

(注) 2022年8月1日付で、「監査法人保森会計事務所」から名称変更しております。

### [2] 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	29,787千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,787千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬額の見積書の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### [3] 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とすることが、妥当かどうかを検討する方針であります。

### [4] 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、保森監査法人との間に、当該会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額であります。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

特記すべき事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>30,725,560</b>	<b>流動負債</b>	<b>16,098,184</b>
現金及び預金	3,096,486	支払手形及び買掛金	8,033,023
受取手形及び売掛金	14,573,307	電子記録債務	1,531,084
電子記録債権	3,105,695	短期借入金	2,619,209
商品及び製品	9,037,239	1年内償還予定の社債	200,000
仕掛品	420,831	1年内返済予定の長期借入金	1,667,000
原材料及び貯蔵品	127,337	リース債務	86,428
その他	370,682	契約負債	55,218
貸倒引当金	△6,021	未払法人税等	38,945
<b>固定資産</b>	<b>6,683,528</b>	未払消費税等	53,219
<b>有形固定資産</b>	<b>1,148,448</b>	賞与引当金	911,279
建物及び構築物	569,994	工事損失引当金	20,685
機械装置及び運搬具	4,565	その他の他	882,091
土地	459,750	<b>固定負債</b>	<b>6,035,465</b>
リース資産	11,253	社債	800,000
その他	102,883	長期借入金	3,834,500
<b>無形固定資産</b>	<b>484,277</b>	リース債務	132,848
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,050,801</b>	繰延税金負債	139,305
投資有価証券	3,201,512	資産除去債務	121,780
退職給付に係る資産	767,722	事業撤退損失引当金	874,041
敷金及び保証金	397,037	その他の他	132,989
繰延税金資産	8,565	<b>負債合計</b>	<b>22,133,650</b>
その他	996,461	<b>(純資産の部)</b>	
貸倒引当金	△320,498	株主資本	13,393,099
<b>資産合計</b>	<b>37,409,088</b>	資本金	3,161,819
		資本剰余金	3,120,023
		利益剰余金	7,597,948
		自己株式	△486,691
		その他の包括利益累計額	1,882,338
		その他有価証券評価差額金	1,358,029
		為替換算調整勘定	403,856
		退職給付に係る調整累計額	120,452
		<b>純資産合計</b>	<b>15,275,438</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>37,409,088</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位千円)

科 目		金	額
売上	高価		60,545,534
	利益		52,046,070
売上	総		8,499,463
	及び		7,027,814
販売	一般		1,471,649
	管理		
営業	受取	利息	79
	受取	配当	88,320
営業	不動	賃料	10,536
	為替	差益	60,728
営業	倒引	当戻	30,168
	作	金戻	50,277
営業	そ	入却	44,920
	外	の	
営業	支	費用	
	シ	利息	84,278
営業	ン	手数料	31,320
	債	却	15,304
営業	そ	の	65,714
	常	益	
経	別	益	1,560,062
	利	益	
特	固	産	409,993
	定	産	190,332
特	投	有価	2,024
	資	の	
特	別	損	
	固	産	471
特	定	産	6,752
	減	損	287,857
特	事	業	874,041
	業	撤	19,020
特	本	社	129,257
	そ	移	84,650
税金	等	調整	
	前	当期	
法人	税	純	760,363
	、	利益	
法人	住	税	443,186
	民	及	
法人	税	事	△115,562
	等	業	
当期	純	調整	
	利	額	432,738
親	社	純	432,738
	株	利益	
主	に	属	
	属	する	
当	期	純	
	純	利益	

(単位千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,161,819	3,120,110	7,375,648	△485,979	13,171,598
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△210,438		△210,438
親会社株主に帰属する当期純利益			432,738		432,738
自己株式の取得				△893	△893
自己株式の処分		△86		181	94
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△86	222,300	△711	221,501
当連結会計年度末残高	3,161,819	3,120,023	7,597,948	△486,691	13,393,099

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	1,392,318	241,820	159,258	1,793,398	14,964,996
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△210,438
親会社株主に帰属する当期純利益					432,738
自己株式の取得					△893
自己株式の処分					94
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△34,289	162,035	△38,806	88,940	88,940
当連結会計年度変動額合計	△34,289	162,035	△38,806	88,940	310,441
当連結会計年度末残高	1,358,029	403,856	120,452	1,882,338	15,275,438

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

(単位千円)

科 目	金 額
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	760,363
減価償却費	256,949
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△53,938
賞与引当金の増減額(△は減少)	△4,345
事業構造改善引当金の増減額(△は減少)	△329,000
事業撤退損失引当金の増減額(△は減少)	874,041
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	91,910
受取利息及び受取配当金	△88,399
支払利息	84,278
投資有価証券売却損益(△は益)	△190,332
減損損失	287,857
固定資産除却損	6,752
有形固定資産売却損益(△は益)	△409,522
売上債権の増減額(△は増加)	184,425
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,104,788
仕入債務の増減額(△は減少)	△380,920
未収消費税等の増減額(△は増加)	85,889
未払消費税等の増減額(△は減少)	39,122
その他	△60,172
小計	50,171
利息及び配当金の受取額	88,399
利息の支払額	△84,278
法人税等の支払額	△1,127,660
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△1,073,368</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
投資有価証券の売却による収入	276,957
投資有価証券の取得による支出	△106,816
有形固定資産の売却による収入	463,968
有形固定資産の取得による支出	△322,512
無形固定資産の取得による支出	△12,655
投資不動産の取得による支出	△136,261
敷金及び保証金の差入による支出	△6,982
敷金及び保証金の回収による収入	91,274
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>246,970</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	6,900,714
短期借入金返済による支出	△5,813,864
長期借入れによる収入	2,535,000
長期借入金返済による支出	△2,927,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△95,932
自己株式の売却による収入	94
自己株式の取得による支出	△893
社債の発行による収入	1,000,000
配当金の支払額	△210,438
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,387,680</b>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>16,466</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)</b>	<b>577,749</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>1,778,737</b>
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>2,356,486</b>

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>26,660,921</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>15,028,252</b>
現金及び預金	1,704,018	買掛金	7,470,566
受取手形	808,696	電子記録債権	1,388,163
売掛金	13,232,904	短期借入金	2,395,000
商品及び製品	3,057,186	関係会社短期借入金	100,000
仕掛品	7,420,735	1年内償還予定の社債	200,000
材料及び貯蔵品	113,942	1年内返済予定の長期借入金	1,667,000
関係会社短期貸付金	3,058	リース債権	6,812
前払費用	50,000	未払費用	189,877
未収入金	8,351	前払受金	327,215
未消費税等	26,140	契約負債	117,640
未収法人税等	171,601	預り金	117,929
その他金	19,184	賞与引当金	31,135
倒引当金	47,331	工事損失引当金	778,784
	4,768	その他	20,685
	△7,000		217,441
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,442,269</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,950,649</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,004,405</b>	社長期借入金	800,000
建物	419,976	リース債権	3,834,500
構築物	4,312	繰延税金負債	4,610
機械及び装置	4,055	資産除去債	95,141
工具器具	95,665	事業撤退損失引当金	121,780
リース資産	469,118	関係会社事業損失引当金	450,916
	11,278	その他	523,330
<b>無形固定資産</b>	<b>483,668</b>	負債合計	<b>20,978,902</b>
特許権	582		
商標	1,845	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	479,896	株主資本	<b>12,766,258</b>
その他	1,344	資本剰余金	<b>3,161,819</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,954,195</b>	資本準備金	<b>2,852,127</b>
投資有価証券	3,201,512	その他資本剰余金	2,797,314
関係会社株	1,311,949	利益剰余金	54,813
関係会社出資	578,275	利益準備金	<b>7,239,003</b>
関係会社長期貸付金	1,691,060	その他利益剰余金	570,900
破産更生債権等	21,606	別途積立金	6,668,102
長期前払費用	122,702	繰越利益剰余金	4,231,000
前払年金	564,842	自己株式	2,437,102
差入保証	185,046	評価・換算差額等	△486,691
敷金の他	186,468	その他有価証券評価差額金	<b>1,358,029</b>
その他	694,804	純資産合計	<b>14,124,288</b>
倒引当金	△1,604,071		
<b>資 産 合 計</b>	<b>35,103,190</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>35,103,190</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

(単位千円)

科 目		金	額
売上	高価		52,605,793
売上	利益		45,093,729
販売費	一般管理費		7,512,063
営業	利益		6,041,470
	受取利息	9,182	
	受取配当金	108,320	
	受取替差益	47,752	
	不動産賃貸料	44,396	
	受取事務手数料	153,802	
	貸倒引当金戻入	1,113	
	雑収	29,841	
営業	費用		394,409
	支払利息	75,116	
	シンジケートローン手数料	31,320	
	債権売却却損	15,304	
	不動産賃貸費用	67,160	
	雑損	37,925	
経特	利益		226,827
	特別利益		1,638,175
	固定資産売却益	409,694	
	投資有価証券売却益	190,332	
	その他	83,123	
特	損失		683,150
	固定資産売却却損	471	
	固定資産除却却損	5,974	
	貸倒引当金繰入額	548,498	
	減損損失	244,153	
	事業撤退損失引当金繰入額	450,916	
	関係会社事業損失引当金繰入額	523,330	
	事業構造改善費用	19,020	
	本社移転費用	129,730	
	税引前当期純利益		1,922,094
法人税、住民税及び事業税		388,189	399,231
法人税等調整額		△28,906	359,283
当期純利益			39,948



(単位千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	3,161,819	2,797,314	54,900	2,852,214	570,900	4,231,000	2,607,592	7,409,493
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△210,438	△210,438
当 期 純 利 益							39,948	39,948
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			△86	△86				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△86	△86	-	-	△170,490	△170,490
当 期 末 残 高	3,161,819	2,797,314	54,813	2,852,127	570,900	4,231,000	2,437,102	7,239,003

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△485,979	12,937,547	1,392,318	14,329,865
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△210,438		△210,438
当 期 純 利 益		39,948		39,948
自 己 株 式 の 取 得	△893	△893		△893
自 己 株 式 の 処 分	181	94		94
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△34,289	△34,289
当 期 変 動 額 合 計	△711	△171,288	△34,289	△205,577
当 期 末 残 高	△486,691	12,766,258	1,358,029	14,124,288

招集（通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

協栄産業株式会社  
取締役会 御中

保森監査法人  
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 小林 譲 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 二木 健一 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、協栄産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、協栄産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

協栄産業株式会社  
取締役会 御中

保森監査法人  
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 小林 譲 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 二木 健一 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、協栄産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

### 協栄産業株式会社 監査役会

常勤監査役	寺 澤 克 己	㊟
常勤監査役（社外監査役）	高 橋 哲 夫	㊟
監 査 役（社外監査役）	黒 田 純 吉	㊟



トピックス  
1

## 新中期経営計画の策定

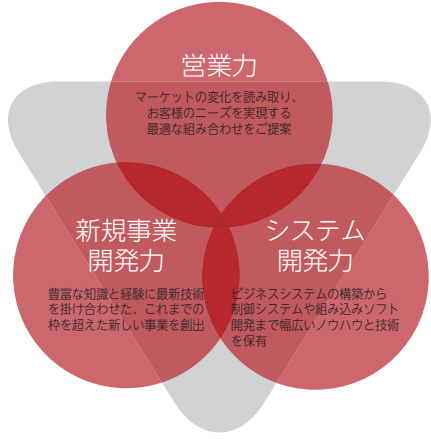
当社グループは1947年の創立以来、エレクトロニクス分野において高品質かつ最新技術により生み出された価値ある製品・サービス・情報を提供することにより、夢とゆとりのある社会の実現に貢献してまいりました。

このたび創立75周年を迎え、様々な環境が大きく変わる中、次なる成長のステージに向け、ミライの社会のために、KYOEIがどのように今後の事業展開を考え、「もっと便利に、快適に」を実現させていくのかを、新中期経営計画（KYOEI Power 2028）に纏め、発表いたしました。5年後の2028年3月期には売上高750億円、営業利益21億円を、10年後の2033年3月期には売上高1,000億円、営業利益30億円を目標としております。

また、当社グループでは「夢とゆとりのある社会」＝「持続可能な社会」であるという思いのもと、「社会の持続性向上」への貢献を通じた「企業価値の向上」実現のため、今後より一層サステナビリティを重視した経営に取り組んでまいります。

3つのチカラで「もっと便利に、快適に」。今後もICT技術でミライを創造するSystem Technology Groupとして、ミライの社会に貢献してまいります。

### KYOEIを支える3つのチカラ



### 事業ポートフォリオの精査と施策の最適化



## サステナビリティへの取り組み

当社グループは、サステナビリティ戦略を推進するため、2023年3月1日に取締役コーポレート本部長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ重要課題（以下「マテリアリティ」といいます。）への取り組みを進めております。また、サステナビリティ委員会で協議した事項及びマテリアリティへの取り組み状況については、定期的に取り締役会において報告するとともに、各施策がPDCAサイクルで継続的に進捗するよう管理してまいります。

### 未来の社会を考える 3Dプリンタ テクニカルセンター施設見学会を実施

地域社会貢献活動の一環として、2023年3月26日に相模原市にあります当社3Dプリンタ テクニカルセンターにて、小中高生向けの施設見学会を実施いたしました。

当日は多くの学生と保護者の方々にご参加いただき、施設内の3Dプリンタの見学や、実際に3Dプリンタで作成したネームプレートの後処理体験などを行いました。職場体験を通じて得た知識や感想を元に、SDGsや未来の社会を考えるワークショップを行いました。

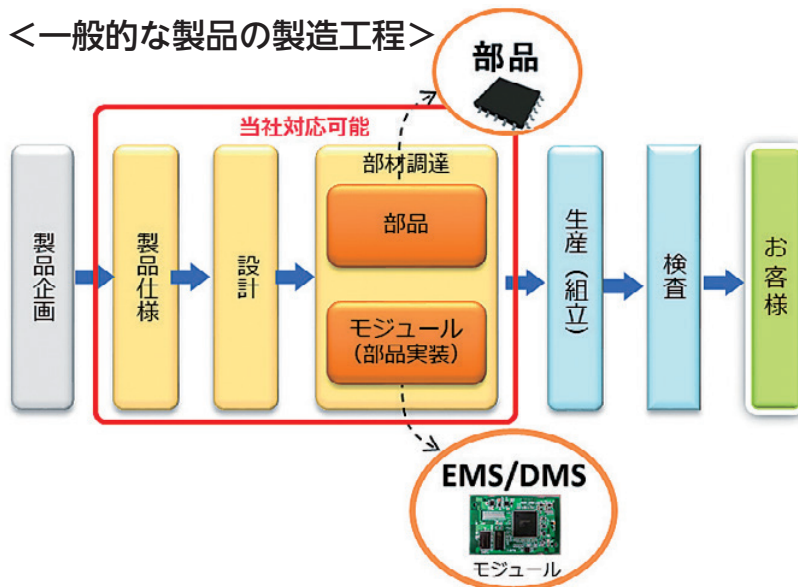
当社グループは、今後もミライの社会のために学生の皆さんの学びにつながる取り組みを続けてまいります。



## EMS（電子機器製造受託サービス）／DMS（設計開発製造受託サービス）ビジネス

当社のコンポーネントソリューション事業本部では、従来から半導体、電子デバイスなどの部品販売を主体に事業展開してまいりましたが、近年の急激な市況の変化、技術の高度化、品不足による部品調達の難しさ、工場維持のための経費増の課題など、環境変化が次々と押しよせる中、安定成長のためには新たな事業領域の拡大が不可欠となっております。

今後は、当社の技術部隊が培った総合的な設計ノウハウと、外部の各専門分野における設計会社や製造会社の知見をパートナーシップの形で組み合わせ、半導体や電子デバイスを基板に実装し、モジュール化する電子機器製造受託サービス（EMS。Electronics Manufacturing Serviceの略）や、お客様の製品企画段階から設計開発に参画する設計開発製造受託サービス（DMS。Development & Design Manufacturing Serviceの略）を展開してまいります。これにより、商社でありながら技術部隊を併せ持つ当社の付加価値を最大化させ、モジュール単位にとどまらず、より大きな単位であるユニットレベルや、お客様の最終製品レベルの設計製造を請負うことも見据えたビジネスを推進してまいります。



## 協栄タクシーシステムがリニューアル - 「KTS for Cloud」がDXを推進

新時代に対応したタクシーシステム「KTS for Cloud」及びタクシー乗務員向け情報提供を行う「乗務員モバイルサイト」を2022年11月22日にリリースいたしました。

「KTS for Cloud」は、今あるIT資産を有効活用しながら、KTSシステムセンター（以下、「データセンター」といいます。）から提供される最新のタクシーシステムアプリケーションを利用し、戦略的なタクシー業ビジネスを展開することができます。「システムイメージ」図にあるとおり、サーバーやソフトを導入時に購入する必要が無く、初期費用の軽減や省スペース化が図れます。データはデータセンターで完全管理いたしますので、バックアップ作業が不要です。

「KTS for Cloud」では法令順守や計画的な勤怠管理の機能強化はもちろんのこと、今までなかった労務管理データに関し様々な角度から分析を行い、乗務員指導や収益増加に繋がる新機能を実現いたしました。さらに、帳票や問合せ画面の種類も拡充し、ペーパーレス化と業務効率化を図り、環境保全や働き方改革を推進いたします。

「乗務員モバイルサイト」は、乗務員に対し、オンデマンドで様々な情報をスマートフォンやタブレットに発信することができます。これにより、乗務員の意識向上とモチベーションアップを図れる勤怠情報をリアルタイムで提供いたします。また乗務員が給与明細、賞与明細及び源泉徴収票をWEBで閲覧できるサービスも展開いたします。

今後は、さらにトータルソリューションを目指し、当社の総合力を発揮したプロジェクトを推進いたします。タクシー基幹システムだけでなく、乗務員のバイタル管理やAI活用等、将来的にお役に立てる新たなモデルの製品化も予定しております。

「KTS for Cloud」は、タクシー業界のDXを推進してまいります。



## 株主優待制度を導入

当社は、本年2月に東京証券取引所に開示いたしましたとおり、新たに株主優待制度を導入いたしました。

優待内容は当社オリジナルのクオカードで、本年3月末時点で当社株式を100株以上保有いただいている株主様に対し、6月の株主総会後にお送りする「第89回定時株主総会決議ご通知」に同封いたします。

株主優待の導入は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの方々に中長期的に当社株式を保有していただくことを目的としております。これまで「協栄産業グループ」を知らなかった方々にも当社グループが培ってきた技術とサービスを広く認知していただけるよう、より多くの方々に発信していく一つの企業PRツールとしてまいります。

「夢とゆとりのある社会の実現に貢献します」の経営理念のもと、当社グループはこれからも様々な取り組み、IR活動を充実させ、社会への貢献、企業価値向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともご支援をたまわりますようお願い申し上げます。



(イメージ)

## 株主優待概要一覧

保有株式数	額 面	発行基準日	発送時期
100株～ 500株未満	1,000円	毎年3月末	毎年6月の株主総会後の決議ご通知に同封
500株～1,000株未満	2,000円		
1,000株以上	3,000円		

# 会場ご案内図

東京都品川区北品川5丁目5番15号 大崎ブライトコアホール 3階



①南改札を新東口方向へ左折



②スカイウェイを道なりに進む



③エスカレーターorエレベーターで地上へ



④約100m先の目黒川を渡ります



⑤小関橋を渡り、さらに直進



⑥新築のビル群が見えてきます



交差点の奥側が**ブライトコア**です。  
1階セブン-イレブンが目印です。  
※手前は**ブライトタワー**、異なる建物です。



⑦エスカレーターorエレベーターで  
3階までお越しくください。

## 交通のご案内

J R線・りんかい線「大崎」駅「南改札口」を出て  
「新東口」方向へ 徒歩約5分